

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 224 号 この資料は全部お読みいただいて 100 秒です。

今回のテーマ： 活動区分資金収支計算書

ご存知のとおり、学校法人会計基準が一部改正されることになり、平成 27 年度から適用となります（ただし、知事所轄法人は平成 28 年度から適用）。

今回は、新会計基準で新たに作成することとなった「活動区分資金収支計算書」を取上げます。

作成の目的

活動区分資金収支計算書は、近年の施設設備の高度化・財務活動の多様化に対応し、「教育活動」「施設設備等活動」「その他の活動」の 3 つの活動区分とし、活動ごとの資金の流れを明確化することを目的に作成することになりました。

区 分	区分の基準
教育活動	本来の教育活動の収支（下記 2 つの活動以外の活動に係る収支）
施設整備等活動	教育活動をインフラ面から支える活動に係る収支 施設設備の取得または売却、資産の額の増加を伴う施設設備の改修等（施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない）
その他の活動	次の 4 つの活動に係る収支に限定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務活動（資金調達及び資金運用に係る活動） ・ 収益事業に係る活動 ・ 預り金等の受け払い等の経過的な活動 ・ 過年度修正額

補助金収入と寄付金収入

資金収支計算書上では同一科目であっても、寄付金は寄付者の意思により、補助金は交付目的により、その収入は教育活動と施設整備等活動に区分されます。

	寄付金収入	補助金収入
教育活動	下記の施設整備等活動に含まれる寄付金以外の寄付金 (用途の特定の有無により、特別寄付金収入もしくは一般寄付金収入に計上されます)	経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分 経常費補助金を構成する特別補助金 Good Practice（優れた取組み）等の補助金
施設整備等活動	施設設備の拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金	施設設備のためという目的が明確な補助金 資本的支出となる改修工事などの資金の補助を目的とした補助金 利子補給を目的とした補助金



過年度修正額

今回の改正により、資金の収支を伴う過年度修正が発生した場合の計上科目と計上箇所が定められました。

	資金収支計算書上	活動区分資金収支計算書上
収入	大 科 目：雑収入 小 科 目：過年度修正収入	活動区分：その他の活動 小 科 目：過年度修正収入
支出	大 科 目：管理経費支出 小 科 目：過年度修正支出	活動区分：その他の活動 小 科 目：過年度修正支出

活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

資金収支計算書では、調整勘定は科目ごとに記載していましたが、活動区分資金収支計算書では、上記の3区分それぞれに該当する調整勘定の金額を集計して1行で表示します。詳細が不明なため、活動区分資金収支計算書の末尾に活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記することになりました。活動区分の判断は、調整勘定等の相手勘定がどの活動に該当するかで判断することになります。

(注記例)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

項 目	資金収支計算書 計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	×××	×××	×××	×××
前期末前受金	×××	×××	×××	×××
(何)				
収入計	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	×××	×××	×××	×××
前期末前払金	×××	×××	×××	×××
(何)				
支出計	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××
収入計－支出計	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××	(△) ×××

※該当する項目に金額がない場合であっても、項目を省略することはできません。

お見逃しなく！

今回の改正により、計算書類の様式や内容が変更することになるため、経理規程や経理規程細則、勘定科目一覧等の内容について、見直しや改正が必要となります。

会計ソフトを利用している場合にはソフトのバージョンアップなども予想されますが、平成27年度の予算書の立案時に、各種の規程見直しについても同時に準備することが望ましいと考えます。